

府中町分別収集計画（第9期）

令和元年6月27日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設や最終処分場の確保は、全国的にも非常に困難なものとなっており、区域内に施設を有していない当町においても、最終処分量の削減は重要な課題となっている。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型地域社会づくりの推進
- (2) 住民、事業者、行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。))を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	3,895 t	3,784 t	3,672 t	3,561 t	3,450 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、住民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を担い、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

全世帯にごみ分別の冊子を配布、また、学校や地域社会の場における環境教育、学校給食における牛乳パックの回収、リサイクルセンターの見学、環境イベントなどあらゆる機会を活用し、住民・事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

また、フリーマーケットなどの活用や、リサイクルに関する情報の提供により、再使用・再生利用について意識の醸成を図る。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

商品の過剰包装を抑制し、スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋無料配布中止の協力店舗の普及に努めるとともに、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参の徹底等の啓発を行う。

(4) リターナブル容器等の促進・活用

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進、リターナブル容器や詰替商品・再生品などの利用を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、当町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器（無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器）	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの（白色トレイ）	白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	42 t		41 t		40 t		38 t		37 t	
主としてアルミ製の容器	45 t		44 t		42 t		42 t		41 t	
無色のガラス製容器	(合計) 96 t		(合計) 93 t		(合計) 90 t		(合計) 90 t		(合計) 88 t	
	(引渡額) 96 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 93 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 90 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 90 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 88 t	(独自処理額) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 106 t		(合計) 103 t		(合計) 100 t		(合計) 100 t		(合計) 97 t	
	(引渡額) 106 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 103 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 100 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 100 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 97 t	(独自処理額) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 28 t		(合計) 28 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t		(合計) 25 t	
	(引渡額) 28 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 28 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 27 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 27 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 25 t	(独自処理額) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	26 t		25 t		25 t		25 t		25 t	
主として段ボール製の容器	156 t		152 t		160 t		148 t		144 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 96 t		(合計) 96 t		(合計) 96 t		(合計) 96 t		(合計) 96 t	
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 96 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 96 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 96 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 96 t	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 96 t
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 69 t		(合計) 68 t		(合計) 71 t		(合計) 66 t		(合計) 64 t	
	(引渡額) 69 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 68 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 71 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 66 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 64 t	(独自処理額) 0 t
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの（白色トレイ）	(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t	
	(引渡額) 13 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 13 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 13 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 13 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 13 t	(独自処理額) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みについては、直近年度の収集実績に、平成28年3月改定の「府中町ごみ処理基本計画」において過去5年間の実績を基に推計式により算出した排出原単位と施策実施による資源化量推計値により算出した。

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定分別基準適合物等} \\ \text{の量の見込み} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{直近年度の特定分別基準} \\ \text{適合物等の収集実績} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{排出量推計値} \\ \text{の増減率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{施策による} \\ \text{資源化増量} \end{array} \right]$$

また、推計人口は、「府中町ごみ処理基本計画」における推計人口とした。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
52,461人	52,569人	52,677人	52,784人	52,892人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、飲料用紙製容器、ペットボトル、白色トレイについては、リサイクルステーションでの定期収集及びスーパーマーケットでの拠点回収を行う。また、その他の容器包装廃棄物については、ごみステーションでの定期収集を行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール製容器	缶	町による定期収集	町 民間業者
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	ビン	町による定期収集	町 民間業者
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック	町による定期収集 ・拠点回収	町
段ボール	ダンボール	町による定期収集	町
その他の紙製容器 ※平成30年度実施予定	雑がみ	町による定期収集	町
ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集 ・拠点回収	町
その他のプラスチック製容器 包装（白色トレイ）	白色トレイ	町による定期収集 ・拠点回収	町

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する基本的な事項（法第8条第2項第6号）

ペットボトル、白色トレイは、当町のリサイクルセンターで選別、圧縮・保管する。

また、飲料用紙製容器、段ボール、雑がみは、収集にかかる分別の区分ごとに環境センター又はリサイクルセンターのストックヤードで保管し、独自処理する。

上記以外の容器包装廃棄物は、環境センターのストックヤードで保管後、民間業者の施設で選別、保管する。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
- (2) 町内会の集団回収量の把握に努め、公平性に留意しながら、必要に応じ、協力・支援・指導を行う。
- (3) 家庭系普通ごみの組成調査や、事業所系普通ごみの展開検査を随時行い、分別収集の適正化に向け分析・検討し、必要な施策を講じる。
- (4) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。